

2 歳入確保に向けた取り組み

(1) 徴収率の向上

市税については、景気上昇に伴う自然増が見込めず、景気低迷の中での税率の上げが困難な中では、市税の増収は望めない状況にある。一方で、過去5年間の市の歳入に占める比率は、低下傾向を示すものの、市の歳入のトップを占めることに変わりはない。

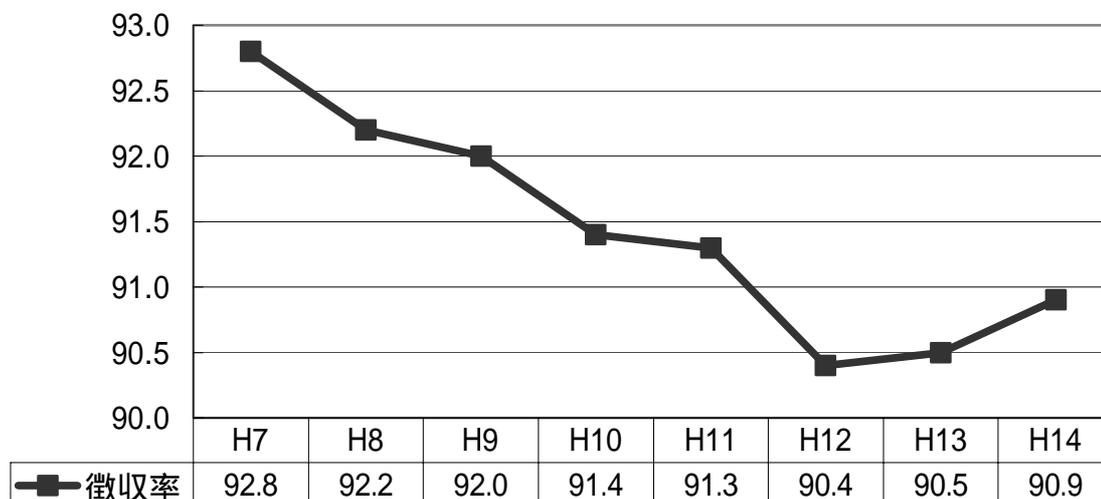
このような中で、地方分権、地方への財源移譲議論が進められ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(いわゆる「骨太方針2003」)において、三位一体の改革として、国庫補助負担金の削減、地方交付税の総額抑制、基幹税を基本とした税源移譲を進めることとされており、地方自治体により一層の自己決定、自己責任を求める改革へと進みだしている。

以上の状況の中で、本市においても、市の歳入の中心となる市税について、徴収率の向上を中心とした税収の確保を進めなければならない。

徴収体制の強化

市税の徴収率は、近年の景気低迷の影響を受け図表4-3のように低下傾向にあるが、徴収率の向上は税負担の公平性の観点からも重要な課題であり、徴収率の向上に向けた体制と方法の強化を進めなければならない。

図表4-3 市税徴収率の推移 (単位 %)



<改革の方向性>

1. 徴収部門の強化と徴収担当職員の育成

徴収率を上げるためには、決め細やかな納税指導を実施するための体制の強化と、職員が徴収職員としてのプロ意識をもって指導を行うことが重要である。

そこで、徴収・滞納整理体制の充実を図るための組織の強化と、担当職員の研修などによる質の強化を進める。

2. 管理職を中心とした臨時戸別訪問の実施

滞納者などへの働きかけとして、戸別訪問は有効な手段であり、戸別訪問を繰り返し実施するために全庁的な体制をもって実施する必要がある。

そこで、管理職や徴収経験者を中心とした臨時徴収体制を組み、滞納者を中心とした戸別訪問を繰り返すことで徴収率の向上を図る。

3. 徴収強化にかかる広報などによる周知の実施

広報紙などを活用して、市民に対し、納税の大切さや、徴収を強化することなどをお知らせし、市の取り組みに対し理解を頂くと同時に、滞納することの問題を周知し納税指導を行う。

4. 徴収専門員の受け入れ

本市においても平成13年度から大阪府の徴収専門員の指導を受け、特に高額・長期累積滞納事案の処理を図ってきた。このような徴収専門員の受け入れを進め、積極的な滞納対策を推進する。

5. 差押えの強化

滞納者への徴収強化を進めるためには、市としても明確な態度で、滞納者と接することも重要であり、そのような観点からも、必要に応じて、差押えなどを実施し、積極的な債権確保に努める。

徴収方法の利便性の向上

市税の滞納については、滞納者に対し納付指導を行うことも重要であるが、納付に関する利便性の向上も求められる。

そこで、従来からの納付方法に加えて、より利便性の向上に向けた方策について検討を進める。

<改革の方向性>

1. 口座振替制度の推進

口座振替制度は、納税に係る簡素化と同時に徴収事務の簡素化にも繋がることから、より一層の推進を図る。そのための方策として、口座振替制度の利用にかかる報奨金を交付するなどの奨励策を検討する。

2. 休日・夜間窓口の開設、コンビニ納付の推進

現在の納付方法は、口座振替制度を除くと、市役所、銀行、郵便局などで土日の納付が困難であり、滞納する要因ともなりがちである。

そこで、現在地方税法や地方自治法の改正により、コンビニでの地方税の納付について可能となってきたことから、これらの改革に積極的に対応し、夜間・休日納付の実現を図る。

適正課税の推進

課税内容の検討については、現在の市の税率などについて他市と比較検討すると低い水準にはない。また、現在の状況を考慮すると、税率の引上げなどは困難な状況にある。そこで、まず現在の制度のもとで、課税漏れを防ぐなどの課税客体の適正な把握を進め、税収の向上に努めなければならない。

また、法定外目的税など新たな課税客体については、他市などの動向に注意しながら引き続き検討を進める。

<改革の方向性>

1. 減免措置の見直し

現在の減免制度について、その制度が有効に作用しているか、逆に制度として過大になっていないかなどを総合的に検討し、減免制度が適正な基準となるように見直しを進める。

2. 未登記や償却資産など、課税客体の調査推進

未登記物件など、固定資産税において客体把握が困難な物件について、より一層の調査を徹底し、課税漏れがないよう適切な課税を進める。

3. 税率の見直しや法定外目的税などの検討

現在の状況では税率の引上げや法定外目的税の導入は困難な状況にあるが、今後とも他市などの動向に注意しながら、積極的な調査研究を行うなど、必要な税収の確保に向けた検討を進める。

以上のような取り組みを進めることで、現在約90.9%である徴収率を2.1ポイント上昇させ、93%を目標に取り組みを進める。

徴収率の向上による効果額

347百万円

(2) 受益者負担の適正化

行政が市民に提供するサービスは、多種多様であり、それぞれのサービスについて、適切なサービスには応分の負担を求めることが原則である。この負担については、市民が税金などによって負担する、すなわち公費において負担するものと、利用料などで直接負担するものに分けることができる。そこで、そのサービスが特定のものが受けるサービスかあるいは行政特有のサービスかなどにより、その区分と負担割合を明確にし、適正な受益者負担を進めなければならない。

使用料の見直し

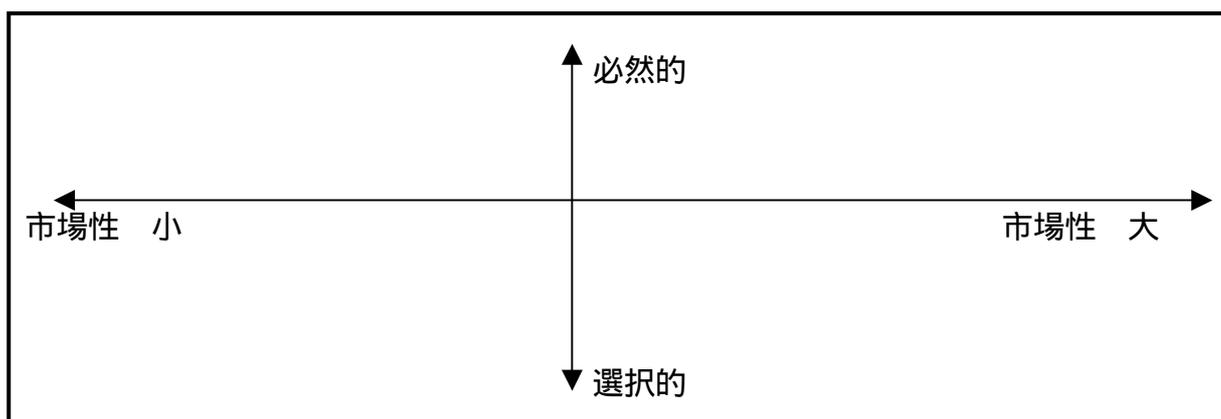
使用料とは、市民などが特定の施設などを利用することに対し対価を支払うもので、その受益者負担とは、そのサービス(施設)を提供するために必要な経費の一部または全部を負担することをさす。なお、ここでは、各種検診や、講座の参加負担金などについても同様の検討対象とする。

この負担割合は、以下の観点から分類することができる。

サービスの市場性が高いかどうか(行政関与の必要性)

サービス受益が必然的か、選択的か(生活への必要度)

この観点を整理すると、次の表のように整理できる。



この分類・整理に基づき、それぞれの事象ごとの基本的な負担割合を次のように定める。

の事象 = 行政関与の必要性が高く、かつ必然的に提供するもの

例：小中学校、図書館など

負担割合 市 100% 市民 0%

の事象 = 行政関与の必要性は低いが、必然的に提供するもの

例：現状提供サービスでは該当なし

負担割合 市 50% 市民 50%

の事象 = 行政関与の必要性は高いが、一部の市民へ提供するもの

例：体育館、文化会館、市民交流センター、青少年活動センター、運動場

公民館、各種検診など

負担割合 市 50% 市民 50%

の事象 = 行政関与の必要性は低く、一部の市民へ提供するもの

例：テニスコート、プール、キャンプ場、駐車場、各種講座など

負担割合 市 0% 市民 100%

原則としてこの負担割合に従って、個々の使用料について見直しを行い、適正な負担割合を実現するものとする。

なお、負担すべき経費については、下記を原則として、個々に算出するものとする。

経費原則

市が提供するサービスであることを考慮し、サービス提供設備（体育館等）の建設に係る経費や大規模改修にかかる経費を除き、日々運用に必要となる、人件費、管理運営経費や補修費を負担すべき経費とする。

ただし、保育料等、その経費負担が他の法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な使用料の徴収を行うものとする。

また、施設内食堂や、自動販売機などの目的外使用については、その施設での必要性などを考慮し、適切な使用料の徴収に努めなければならない。

手数料の見直し

手数料は、原則として諸証明の交付など役務の提供に要する費用を受益者から徴収するもので、その役務の提供は行政に限られたものであり、なおかつ役務を受けるのは個人（法人）であることから、上記使用料の分類に照らすと の事象に該当する。

そこで、手数料についても、使用料と同様に、その経費の 50%を受益者負担とすることを原則とする。

なお、その負担すべき経費の原則についても、使用料と同様に、その役務の提供に必要となる人件費、物件費を経費の原則として取り扱うこととする。

なお、手数料についても、その負担額が法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な手数料の徴収を行うものとする。

減免措置の見直し

減免措置について、市の独自減免措置については、個々の使用料ごとに制度を定め運用してきたが、負担の公平性の原則から減額・免除制度の統一を図ることが必要である。

減免措置の基準については、受益者負担の明確化及び市民間の公平性の原則からできる限り限定したものとし、その施設の設置目的などを勘案し、本当に必要かどうかの観点から見直しを行うこととする。

徴収の徹底

使用料、手数料などの徴収に関して、未納者に対して督促状の発送などは一部において実施しているが、多くの場合未納者に対する適切な措置がとられていないのが実情である。特に、保育所保育料、放課後児童会負担金、下水道受益者負担金については未納額が高額になりがちであるため、滞納対策を行わなければならない。

そこで、これら使用料、手数料などの滞納対策として関係課によるプロジェクトチームを編成し、定期的な一斉徴収に取り組むなどにより効果的な徴収対策に取り組まなければならない。また、悪質な利用者に関しては、利用停止措置や差押えなどの方策をとらなければならない。

見直しの実施時期

今回の見直し案については、できる限り早いタイミングで実施すべきであるが、現在の経済情勢の下で、現行と大幅な差異がある場合については、すぐに適用することが困難な場合もある。そこで、今後の実施については、受益者負担金の引上げを傾斜的に行うなど柔軟な対応を行い、市民の理解を得つつ改定を行うものとする。

料金改定時期のルール化

従来から受益者負担金や手数料については、料金改定のルールがなく、必要に応じて部分的な改定が行われてきたが、多くの料金は当初設定のまま見直されることが少ない。

しかしながら、上記の原則による料金の設定は、絶えず見直しを行うことが必要であり、行政と市民にとって常に適切な負担割合を保つ必要がある。

そこで、今後は数年おきに料金の見直しを行うルールを設定し、コストと負担の関係を透明化し、適切な料金設定による信頼ある行政運営を進めなければならない。

経費の節減・合理化

上記のように受益者負担金の設定は、市のかかるコストを基礎数値として設定される。そのために受益者に負担を求める以上、市の責務として徹底した合理化に努め、コスト削減に取り組むとともに、具体的な積算内容について市民への公表を行わなければならない。

受益者負担の適正化による効果額

301百万円

受益者負担の適正化による一時的効果額

3百万円

(3) その他の歳入確保

市有地の売却

市の保有している土地については、本来目的をもって所有しているものであるが、当初の目的を達成した土地や、その見込みが望めない土地などについて、普通財産へ転換を図り、売却を推進する。

したがって、今後施設の統廃合などにより生じる資産などについても、同様に売却を進めることとする。

ただし、この売却により発生する一時的収入については、基金への積み立てを行うなど、その売却益の効果的な運用を図ることを検討する。

市有地貸付料の有償化、増額

市が保有し何らかの条件で貸し付けている土地については、その貸付料について社会情勢に照らして適正価格かどうかなどを精査し、貸付料の引上げなどの措置を行う。

特に、現在無償貸付となっているものについては、無償であることについて再度精査し、極力有償化を進める。

広報紙などの広告収入

広報紙については、月1回の発行で、広告などの掲載は行っていない。しかしながら、和泉市や堺市など近隣市においては広告を掲載し収入増を図っている。

そこで、本市においても広報紙などへの広告の掲載を進め、収入の確保を図る。また、その他の印刷物についても、広告掲載などによる経費削減効果がある場合については、積極的な展開を図り、行政責任を図りつつ効率的な行政運営を進める。

基金の見直し

特定の目的をもつ基金についてはその目的と事業運用を再度精査した上で、安易な執行や一般財源の上積み等を是正した上で、存続・廃止の検討を行う。また、財政運営上必要な基金については、将来予測される資金不足に対応すべく計画を立てながら、効率的な運用に努める。

基金の運用については、最近の低金利時代において有利な運用が困難となっている事情を鑑み、基金預入先の入札による選定や、場合によっては基金の取り崩しなども検討し、基金事業への一般財源の上積みを行わないこととする。

なお、廃止した基金については、土地の売却益などと同様に他の基金への積み立てなどにより、効果的な運用を図ることとする。

その他の歳入確保による効果額

29百万円

土地の売却などによる一時的収入額

1,228百万円